

三重県木造住宅耐震支援制度 (平成28年度版)

「地震から自分の命、家族、財産を守りたい。」

「住宅を地震に対して強くしたい。」

三重県と県内市町は、そんなみなさんを応援します。

ホップ ステップ ジャンプ

耐震化の 1・2・3



地震から、かけがえのない命を守るために

1 ホップ

2 ステップ

3 ジャンプ

耐震診断

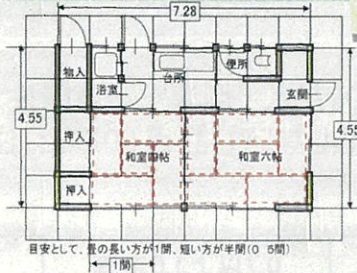
昭和56年5月以前の
木造住宅を対象に、
無料耐震診断を実施



「耐震診断」とは、住まいの地震に対する強さを判定することです。地震に対する家の強さを、評点(0~1.5)の数値で示します。(評点が1.0以上となる住宅が「倒壊するおそれが少ない住宅」となります。)

補強設計

一定の要件を満たす
補強設計に対して、
最高**16万円**を補助



「補強設計」では、耐震診断結果に応じてどのように補強するかを設計者と相談しながら決めていきます。壁の追加などにより使い勝手が変わる場合がありますので、じっくりと検討してください。

補強工事

一定の要件を満たす
補強工事に対して、
最高**101.1万円**を補助



「補強工事」とは、「補強設計」で作成された図面をもとに工事を行うことです。基礎の補強、壁の追加、屋根の葺き替え等設計に基づき行われます。リフォーム工事補助も追加でご利用いただけます。

三重県と市町は、これらに要する費用の全部(耐震診断)若しくは一部(補強設計及び補強工事)を補助しています。詳しくは次のページで

無料

1

ホップ

木造住宅耐震診断支援制度の概要

対象となる住宅は？

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で階数が3階以下の建築物が制度の対象となります。(木造住宅でも、丸太組構法、国土交通大臣の特別な認定を得た工法は、対象になりません。)

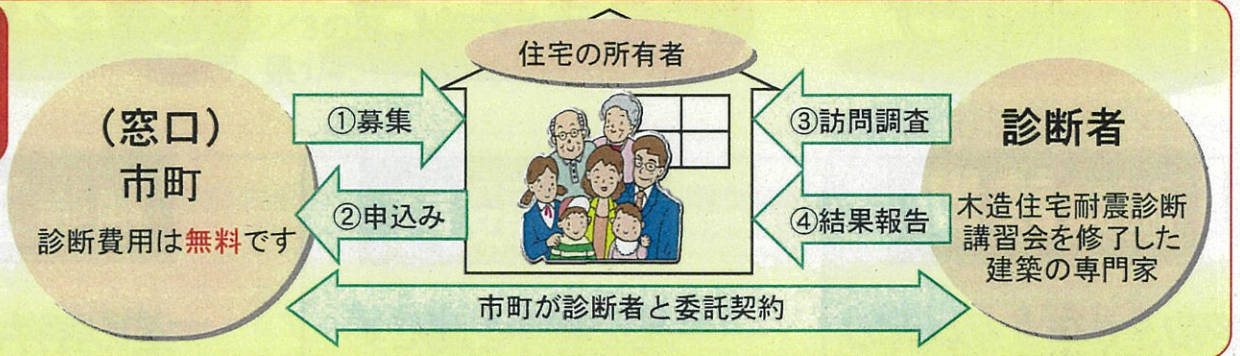
どこに申し込むの？

お住まいの市町での①募集に合わせて、住宅の所有者の方が②申込みます。

だれがどのように診断するの？

三重県が後援又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断講習会を修了した建築の専門家が申し込まれた方に電話連絡し、診断の日時を調整したうえで③訪問調査を行います。訪問調査後、構造計算を行い、診断内容をまとめて、④結果報告にうかがいます。また、補強工事費の概算見積りもお示します。

支援内容



2

ステップ

木造住宅耐震補強設計補助の概要

最高 16万円

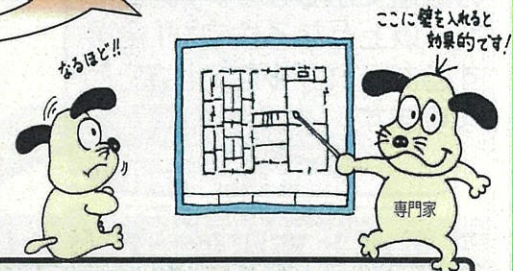
対象となる住宅は？

耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い又はある」(評点1.0未満)住宅を「一応倒壊しない」(評点1.0以上)住宅にする設計を対象とします。

診断の評点	0.7未満	0.7以上1.0未満	1.0以上1.5未満	1.5以上
区分	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない
対象設計	← 補強設計前		→ 補強設計後	

支援内容 (補助金額)

設計費用の2/3の額。ただし、16万円が上限。
(国1/2、県1/4、市・町1/4の負担割合)



市町により制度が異なりますので、お住まいの市町担当窓口にお問い合わせください。

3

ジャンプ

木造住宅耐震補強工事補助の概要

最高
101.1万円

対象となる
住宅は？

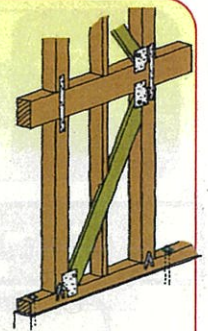
耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」(評点0.7未満)住宅を「一応倒壊しない」(評点1.0以上)住宅にする工事を対象とします。

診断の評点	0.7未満	0.7以上1.0未満	1.0以上1.5未満	1.5以上
区分	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない
対象工事	← 補強工事前		→ 補強工事後	

支援内容
(補助金額)

次の①と②を加算した額を補助します。

- ① 工事費用の2/3の額。ただし60万円が上限。
- ② 工事費用の11.5%。ただし41.1万円が上限。



工事費200万円の場合
自己負担は半額程度

【補助金額例】

耐震補強工事費		100万円	150万円	200万円	250万円
補助金額	県と市町 ^①	60万円	60万円	60万円	60万円
	国 ^②	11.5万円	17.25万円	23万円	28.75万円
	合計	71.5万円	77.25万円	83万円	88.75万円
自己負担額		28.5万円	72.75万円	117万円	161.25万円

※一部の市町においては、支援制度の内容が異なる場合があります。

追加補助

3 + α

リフォーム工事補助の概要

最高
20万円

対象となる
工事は？

- ・木造住宅耐震補強工事補助を利用すること。
- ・県内に本店、支店、営業所を有する建設業者が施工すること。
- ・耐震補強工事補助に含めることができない住宅の改善工事であること。
(例: 段差改修、設備改修、外壁・屋根・床・内装等の改修、増築・減築工事等)
- ・他の補助金、介護保険等による給付を受けないこと。

※門塀等の外構工事、容易に取り外しのできる物を設置する工事は対象外です。

支援内容
(補助金額)

リフォーム工事費の1/3の額。
ただし20万円が上限。



市町により制度が異なりますので、お住まいの市町担当窓口にお問い合わせください。

3' 木造住宅簡易耐震補強工事補助の概要

最高
30万円

対象となる
住宅は？

耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」(評点0.7未満)住宅を「倒壊する可能性がある」(評点0.7以上)住宅にする工事を対象とします。

診断の評点	0.7未満	0.7以上1.0未満	1.0以上1.5未満	1.5以上
区分	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない
対象工事	← 補強工事前	→ 補強工事後		

支援内容
(補助金額)

工事費用の2/3の額。ただし、30万円が上限。
(国1/2、県1/4、市・町1/4の負担割合)



市町により制度が異なりますので、お住まいの市町担当窓口にお問い合わせください。

各市町受付窓口一覧

市町名	担当部署名	電話番号	市町名	担当部署名	電話番号	市町名	担当部署名	電話番号
桑名市	防災・危機管理課	0594-24-1185	津市	建築指導課	059-229-3187	鳥羽市	建設課	0599-25-1172
いなべ市	都市整備課	0594-74-5814	松阪市	危機管理室	0598-53-4034	志摩市	都市計画課	0599-44-0305
木曾岬町	建設課	0567-68-6106	多気町	建設課	0598-38-1116	伊賀市	建築住宅課	0595-43-2330
東員町	建設課	0594-86-2809	明和町	防災企画課	0596-52-7110	名張市	営繕住宅室	0595-63-7740
四日市市	建築指導課	059-354-8207	大台町	建設課	0598-82-3788	尾鷲市	建設課	0597-23-8243
菰野町	都市整備課	059-391-1141	伊勢市	建築住宅課	0596-21-5596	紀北町	建設課	0597-46-3120
朝日町	産業建設課	059-377-5658	玉城町	建設課	0596-58-8205	熊野市	防災対策推進課	0597-89-4111(315)
川越町	産業建設課	059-366-7120	度会町	総務課	0596-62-1111	御浜町	建設課	05979-3-0521
鈴鹿市	防災危機管理課	059-382-9968	大紀町	防災安全課	0598-73-3318	紀宝町	総務課(防災担当)	0735-33-0335
亀山市	危機管理室	0595-84-5035	南伊勢町	防災課	0599-66-1704			

お問い合わせ先
三重県県土整備部住宅課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

Tel. 059-224-2720 Fax. 059-224-3147

E-mail jutaku@pref.mie.jp



県のホームページでも住宅耐震化についての情報がご覧になれます。

<http://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/35909031376.htm>